

音楽教室事件

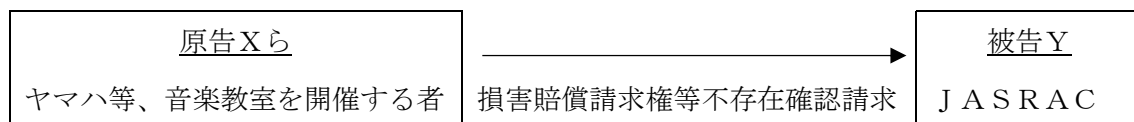
音楽教室における教師及び生徒の演奏等は著作権法22条の演奏等にあたるから、音楽利用料の支払いが必要であるとされた事例

東京地裁平二九（ワ）二〇五〇二・平二九（ワ）二五三〇〇、音楽教室事件、
令二・二・二八

参照条文 著作権法22条

事案の概要

本件は、音楽教室を開催する原告Xら（ヤマハ等）が、著作権管理事業者である被告Y（JASRAC）に対して、Xらの音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）は「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏（著作権法22条）に当たらないことなどから、Yは、Xらの音楽教室におけるYの管理する楽曲の使用にかかわる請求権（著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権）を有しないと主張して、同請求権の不存在確認を求める事案である。



判決の要旨

(2) 音楽教室における音楽著作物の利用主体

(中略)

このように、原告らの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的

かつ規 範的に判断されるべきであると考えられる。かかる観点からすると、原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられな いと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。

（中略）

上記(ア)ないし(オ)のとおり、原告らの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告らの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である

（中略）

(3) 利用主体である原告らからみて、生徒は「公衆」に当たるかどうかについて

ア 不特定の者に対するものかどうかについて

(ア) 前記2(1)記載のとおり、著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が「特定かつ少数の者」の場合であるところ、「特定」の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきである。

これを本件に即していうと、音楽教室における音楽著作物の利用主体である原告ら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定」の者に当たるかどうかは、原告らが音楽教室のレッスンの受講を申し込 むに当たり、原告らとその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断することが相当である。原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、原告らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、原告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない。

したがって、音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は「不特定」の者に当たるものというべきである。

(中略)

3 争点3 (音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか) について

このように、原告らの音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるが、このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告ら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。

また、生徒の演奏技術の向上のために生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要があることは、例えば、ピアノ指導法に関する書籍(乙57の58頁)に「自分の音を聴ける子供に育てる」、「雑な演奏になってしまうのはなぜでしょう。…その子供は自分の音を聞いていないのです。」などと記載されていることからもうかがわれるところであり、また、グルプレッスンにおいては、他の生徒の演奏を聞くことが自らの演奏技術の向上にとって必要であると認められる(証人E15頁)。

音楽教室における生徒の演奏は、原告らの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ(クラブキャッツアイ事件最高裁判決参照)、上記のとおり、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当である。

解 説

1 平成12年の著作権法改正によって著作権法の附則14条が廃止され、それまでは自由とされていた適法録音音楽著作物(レコード等)の再生に演奏権が及ぶこととなりました。そこで、平成15年、JASRACは、ヤマハ音楽振興会に対して、音楽教室での楽曲の演奏に対する使用料についての協議を申し入れましたが、同振興会は、教室内での演奏には演奏権は及ばないと主張し、この協議に応じませんでした。平成29年、ヤマハ音楽振興会や河合楽器ら

が中心となって、JASRAC による音楽教室からの使用料徴収の動きに対応することを目的として、「音楽教育を守る会」（「守る会」）が結成されました。一方、JASRAC は、音楽教室における演奏等に関する使用料規程を文化庁長官に届け出て、平成 30 年 1 月 1 日から管理を開始する旨をアナウンスしました。これに対して、「守る会」の会員ら 250 名以上が、東京地裁に対して、JASRAC を被告として、音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認訴訟を提起したのが本件訴訟です。

2 演奏主体

音楽教室で実際に楽曲を演奏するのは教師や生徒ですが、JASRAC が使用料を徴収しようとする相手は音楽教室事業者ですから、そのためには事業者を「上演し、又は演奏」（22 条）する者（演奏主体）にしなくてはなりません。この点について、判決は、カラオケに関するクラブキャッツアイ事件やロクラクⅡ事件の最高裁判決を引用して、演奏主体が誰であるかは、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するとし、次のように認定して、演奏主体は事業者であると判断しました。

- ① 音楽著作物の選定 事業者又は事業者と同視しうる立場にある教師が行なうから、事業者の管理・支配が及んでいる。
- ② 音楽著作物の利用方法・態様 教師の演奏は、教師は事業者との契約に基づいて演奏技術を生徒に教授するのであるから、事業者の管理・支配が及んでいるし、生徒の演奏は、事業者と同視しうる教師の指導に従って行われるものであるから、事業者の管理・支配が及んでいる。CD 等の録音物の再生についても同様にして事業者の管理・支配が及んでいる。
- ③ 著作物の利用への関与の内容・程度 事業者は、講師ライセンス制度を創設したり、教師に対する研修の実施、マニュアル交付を行っており、それらを行っていない事業者も自己が雇用した者を指導することは当然であるから、事業者の管理・支配が及んでいる。
- ④ 著作物の利用に必要な施設・設備の提供 事業者がその費用におい

て教室を設営し、設備、装置を備え付けたのだから、事業者の管理・支配が及んでいる。

- ⑤ 著作物利用による利益の帰属 事業者が営利目的で音楽教室を経営しているから、その利益は事業者に帰属する。原告は、生徒から収受するレッスン料は教授の対価であって教師の演奏を聴くことの対価ではないと主張しましたが、判決は、レッスン料には著作物利用の対価も含まれているとしました。

3 「公衆」（著作権法22条）該当性

演奏権（22条）は「公衆に直接見せ又は聞かせること」を目的とする権利ですから、演奏権侵害が認められるためには、演奏主体である音楽教室事業者が公衆に直接見せ又は聞かせるために演奏する場合でなくてはなりません。「公衆」は、一般的には不特定人を指しますが、著作権法においては「特定かつ多数の者を含む」とされますので（著作権法2条5項）、特定少数人だけが「公衆」から除外されます。そこで、音楽教室において教師が特定の生徒の前で演奏しても、生徒は特定少数人ですから「公衆」にあらず、したがって演奏権侵害にはならないのではないかが問題となります。この点について、判決は、「特定」の者に当たるのは、事業者とその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断するとし、生徒は誰でも受講契約を締結すればレッスンを受講できるのだから、事業者と生徒の間には個人的な結合関係はなく、したがって生徒は「公衆」に当たるとしました。その理由として、著作権法22条が「公衆に直接見せ又は聞かせること」を目的とする場合にのみ演奏権が及ぶとしているのは、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りる（から対価を払うべきだ）と判断したのだから、「特定」の者かどうかは、著作物の提示の対象となり得る者、本件では音楽教室において申込みをすることができる対象者が特定の者に限定されているかどうかという観点から決すべきだからであるとししました。つまり、教師の演奏を聴いている者が特定の者であるかではなく、受講契約を締結して演奏を聴くことができる者が特定の者であるかにより判断するということです。同様にして、生徒は多数人にも当たるとしています。

4 「聞かせることを目的として」（著作権法22条）該当性

演奏権侵害が成立するためには、「聞かせることを目的」とする演奏でなくてはなりません。音楽教室における教師又は生徒の演奏は「聞かせることを目的」としているかが問題になります。判決は、音楽教室における演奏技術の教授は、教師が生徒に又は生徒が教師に聞かせることを繰り返すことによって達成されるものであるから、「聞かせることを目的として」に当たるとしました。また、「聞かせることを目的」とする要件は、家庭内での演奏など、公衆が存在せず、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的があるとは考えられない状況下での演奏等を除外する趣旨で設けられたものと解するのが相当であるとししました。原告らは、「聞かせることを目的として」は、著作物の価値を享受させることを目的とする演奏をいうと主張しましたが、斥けられています。